

「優良建築物の建築事業に関する国土交通大臣の証明に係る審査基準(案)等」に対し、
いただいたご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見	国土交通省の考え方
<p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定に係る審査基準(案)について)</p> <p>審査期間について、明記されてはいないが、他の審査基準(案)と同様、必要な審査資料の提出後、概ね2か月の時間を要することを想定しているのであれば、審査期間の短縮を検討願いたい。</p>	<p>審査期間は明記しておりませんが、概ね2ヶ月程度で審査を行いたいと考えます。なお、審査に際しては可能な限り短期間で行えるよう努めてまいります。</p>
<p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定に係る審査基準(案)について)</p> <p>「別紙Ⅰ 事業の実施可能性に関すること (2) 資金調達方法」における「金融機関からの借入金」については、「その存在を証明するに足る融資証明書を添付すること」が規定されているが、他の審査基準(案)と同様の規定(「借入金残高証明書又は融資証明書を添付すること」)へ修正願いたい。なお、借入金残高証明書については、本特例の対象となる事業以外の資金とまとめて一括して融資を受けている場合、当該事業に限った借入金残高証明書の取得はできないことについてもご配慮願いたい。</p>	<p>借入金残高証明書については、「確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定に係る審査基準(案)」第二(1)①中「融資証明書等の資金調達方法を証明する書類」に含まれると考えており、別紙Ⅰ 1 (2) (注) 2 に追記することとします。</p>
<p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡に関する認定に係る審査基準(案)について)</p> <p>平成21年度以降、国土交通省において認定する「確定優良住宅予定地に関する認定申請」に関する期間の延長に関し、これまで、当協会で確認を行っていた「施行状況等確認申請」を廃止し、当該手続きを経ることなく事業者が所轄税務署に延長申請するのであれば、当該手続きがなくとも、所定の要件を満たしていれば、円滑に所轄税務署の承認が得られるようご配慮願いたい。</p>	<p>「施行状況等確認書」は税務署長の承認事務の参考に供するためであり、法令に規定されている要件を満たせば、当該確認書がなくとも税務署長の承認を受けることに支障がないと考えております。</p>